（資料１）

貸付条件の変更等の状況について
（令和2年3月10日から令和6年6月末までの実績）

[債務者が中小企業者である場合]

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	263,371	244,864	7,472	5,750	5,285	97.0%
地域銀行(100)	1,394,834	1,337,380	10,937	21,364	25,153	99.2%
その他の銀行(75)	1,672	1,446	106	36	84	93.2%
合計(184)	1,659,877	1,583,690	18,515	27,150	30,522	**98.8%**

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 左端の欄中の括弧内は、令和6年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
（令和2年3月10日から令和6年6月末までの実績）

[債務者が住宅資金借入者である場合]

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	30,607	26,785	1,124	296	2,402	96.0%
地域銀行(100)	64,248	55,506	1,965	739	6,038	96.6%
その他の銀行(75)	2,364	1,803	116	22	423	94.0%
合計(184)	97,219	84,094	3,205	1,057	8,863	**96.3%**

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 左端の欄中の括弧内は、令和6年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
（令和2年3月10日から令和6年6月末までの実績）

[債務者が中小企業者である場合]

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	1,134,665	1,090,711	6,282	17,499	20,173	99.4%
信用組合(144)	193,170	187,975	528	1,643	3,024	99.7%
労働金庫(14)	18	17	0	1	0	100.0%
信農連・信漁連(43)	5,714	5,555	38	52	69	99.3%
農協・漁協(583)	11,586	11,216	40	93	237	99.6%
合計(1039)	1,345,153	1,295,474	6,888	19,288	23,503	**99.5%**

- 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和6年6月末までの実績を記載。
- 左端の欄中の括弧内は、令和6年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。
- 債務者が住宅資金借入者である場合の実績は、令和5年9月末以降、半期毎（3月、9月）の公表に変更。

貸付条件の変更等の状況について
（令和2年3月10日から令和6年3月末までの実績）

[債務者が住宅資金借入者である場合]

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	38,553	35,965	389	589	1,610	98.9%
信用組合(144)	7,319	7,038	49	55	177	99.3%
労働金庫(14)	7,902	6,994	336	61	511	95.4%
信農連・信漁連(43)	96	89	1	0	6	98.9%
農協・漁協(604)	6,446	6,127	19	54	246	99.7%
合計(1060)	60,316	56,213	794	759	2,550	**98.6%**

- 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和6年3月末までの実績を記載。
- 左端の欄中の括弧内は、令和6年3月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

（資料２）

再生支援の総合的対策

2024年3月8日
経済産業省
金融庁
財務省

1. **民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク（本年4月）に万全を期す**ため、①**コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長**するとともに、②保証付融資の増大や**再生支援等のニーズの高まり**を踏まえて**支援を強化**する。
2. なお、**本年7月以降は**、例えば、日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減するなど、**コロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本**とする方向。ただし、令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要。

コロナ資金繰り支援

主な施策

1. ①**コロナセーフティネット保証4号**（100%保証、借換目的のみ）、②**コロナ借換保証**（100%保証の融資は100%保証で借換）を**本年6月末まで延長**。
2. 日本政策金融公庫等の**コロナ特別貸付については、現行制度を本年6月末まで延長**。7月以降は、災害貸付金利を適用（特例金利（▲0.5%）を廃止）し、特別貸付制度は継続（期限あり）。
3. 日本政策金融公庫等の**コロナ資本性劣後ローンを本年6月末まで延長**するとともに、総合経済対策（令和5年11月）に基づき利用を促進。

1. 信用保証協会による支援の強化

主な施策

1. 信用保証協会向けの総合的な監督指針の改正 【24年6月】

① **金融機関との連携**の上、保証付融資の割合が高い先など**支援先を特定し、協会が主体的に支援**。
② 経営改善支援の**効果検証指標を設定**（売上高営業利益率、EBITDA等）し、**目標・実績を協会別に公表**。
③ **中小企業活性化協議会への案件持込を促進し、持込実績を協会別に公表**。
④ 過去に破産を経験している経営者に対しても、足下の事業計画等を踏まえて、公正な保証審査を行う。
⑤ **「経営者保証の提供を選択できる保証制度」について、保証申込時に事業者に対して説明**。利用実績を協会別に公表。

2. 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携推進 【24年4月】

- 保証申込時等の契約書において、**事業者情報の守秘義務が解除される対象として、活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターを明記**。再生支援・スポンサー探しの事前相談の円滑化を図る。

3. 求償権放棄の円滑化（再チャレンジを含む条例制定の都道府県等への要請）【24年3月】

2. 中小企業活性化協議会による支援の強化

主な施策

1. 低評価協議会の支援レベルの底上げ【24年4月】

- **低評価協議会**(相談・支援件数が低位、支援の質が低い等の協議会)に対して、**業務改善計画の策定**(相談・支援件数増加に向けた対策、支援体制の整備等)を義務付け。

2.「協議会補佐人制度」の創設【24年4月】

① 協議会で再生支援を行う**弁護士等の下で、地域の専門家が「補佐人」として支援に参画**できる制度を創設。これにより、地方の再生支援人材を育成。

② 当該補佐人経験を、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家の実務要件にカウント。

3. 事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点との連携推進【24年3月】

- 各機関における評価において、**案件の受け渡し件数の見える化や評価比重を拡大**する。

3. 再生ファンド(中小機構出資)による支援の強化

主な施策

1. 小規模事業者注力型再生ファンドの仕組みの創設【24年4月】

ファンドの**存続期間を最長15年→20年に拡充**、再生支援に充てられる期間を長期化(投資期間を10年程度にすることが可能)。 等

2. 再生支援ノウハウを有する商工中金による難易度の高い先を支援する再生ファンドの組成

4. 民間金融機関による支援の強化

主な施策

1. 一歩先を見据えた経営改善・再生支援の強化

① 監督指針の改正を行い、事業者の現状のみならず状況の変化の兆候を把握し、**一歩先を見据えた対応を求める**。【24年4月適用開始】

- 日常的・継続的な関係強化を通じた事業者の予兆管理と認識共有（プッシュ型での情報提供）
- メイン・非メインに関わらず金融機関自身の経営資源の状況を踏まえた対応促進

② 事業者の経営改善や事業再生を先送りしないため、**「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」等の策定を促進**。【24年度～】

③ 昨年実施した重点的なヒアリングの結果を踏まえ、各地域における事業者支援態勢の構築・発展に向けた取組みを一層促進。【24年度～】

2. 経営改善・事業再生支援人材の拡充

① 経営改善・事業再生支援に関心のある**地方の専門家（弁護士、税理士、会計士等）を発掘**、金融機関・地方の専門家・知見のある専門家の**連携強化を目指すイベントを開催**。【24年中】

② REVICによる事業再生に関する実践的な研修を、地域金融機関の役職員向けに引き続き開催。

3. 事業者のガバナンス向上支援（経営者保証を不要とするための課題解決促進）

- 金融機関が、経営者保証に依存しない融資慣行の確立のために積極的に行っている対応や、事業者のガバナンス改善を通じて経営者保証を解除できた**事例等をとりまとめ、横展開を実施**。【24年6月末】

5. 政府系金融機関による支援の強化

主な施策

1. **日本政策金融公庫等の「コロナ資本性劣後ローン（限度額15億円）」を本年6月末まで延長【再掲】**
2. **日本政策金融公庫等による経営改善支援**

- コロナ特別貸付の返済時に経営が悪化している事業者に対しては、関係機関と連携して早期の経営改善支援を行う。

3. **「早期経営改善計画策定支援」を活用した日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンの活用促進【24年3月】**

- **早期経営改善計画策定支援を通じて策定した事業計画を、コロナ資本性劣後ローンの申込時に必要な事業計画**（民間金融機関による協調支援なしの場合）**として活用**できるようにすることで、小規模事業者の資本性劣後ローンの活用を促進する。
- 一定期間経過後、借手の申し出によるコロナ資本性劣後ローンの期限前返済が可能であることを明確化することにより、利便性を向上。

6. 関係省庁の連携による支援の強化

主な施策

1. **「事業再生情報ネットワーク」の創設【24年度～】**

① 事業者の経営改善・事業再生に向けた資金面での悩みごとについて、金融庁に設置する「事業者の経営改善・事業再生相談窓口（仮）」や中小企業活性化協議会を通じて把握する。その際、公租公課の分割納付の相談など、他省庁との連携が必要と判断されるものは、**関係省庁等との間で情報共有する仕組みを構築**し、対応する。

② 公租公課の納付と事業再生との両立が図られた事例等をとりまとめ、横展開を実施。　等

2. **関係省庁連名の要請文の発出【24年3月】**

- 信用保証協会、官民金融機関、中小企業活性化協議会等の外部機関、弁護士、税理士、会計士等の専門家が連携した経営改善・事業再生支援を実施するよう、**関係省庁の大臣より要請文を発出**。

（資料３）

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正の概要

背景

- 2023年7月以降、民間ゼロゼロ融資の返済が本格化していることも踏まえ、問題を先送りせず、**金融機関による経営改善・事業再生支援の一層の推進**を図る必要

①経営改善・事業再生支援等の本格化への対応

コロナ禍の資金繰り支援フェーズから事業者の実情に応じた**経営改善・事業再生支援フェーズへの転換**

②一歩先を見据えた早め早めの対応の促進

1. 事業者の現状のみならず、**状況の変化の兆候を把握し、一歩先を見据えた対応**を求める
2. 状況の悪化の兆候がある事業者に、正確な状況認識を促すとともに、**プッシュ型で提供可能なソリューションを示し、早め早めの対応を促す**よう求める
3. 信用保証付融資が多い事業者やメインでない事業者等への支援について、**信用保証協会や他の金融機関との早めの連携**を求める

③顧客に対するコンサルティング機能の強化

1. 事業再生ガイドライン等、提案するソリューションの充実を求める
2. **早期の経営改善に関する計画策定等のソリューション**を、公的制度も活用しながら提案し、その**実行状況を継続的かつ適切にモニタリング**するよう求める
3. 政府系金融機関・支援専門家(税理士、弁護士等)・支援機関(中小企業活性化協議会等)との連携を求める

（資料４）

令和６年６月７日

各業界団体等代表者　殿

内　　閣　　府
金　　融　　庁
財　　務　　省
厚　生　労　働　省
農　林　水　産　省
水　　産　　庁
中　小　企　業　庁

コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、本年４月には民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済開始の最後のピークを迎えた中、コロナ禍から続く資金繰り支援については、現在大きな転換点を迎えています。本年３月８日に公表した「再生支援の総合的対策」において既に方向性を示した通り、７月以降は、能登半島地震の被災地に配慮しつつ、各種資金繰り支援策についてはコロナ前の水準に戻し、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援とします。具体的には、コロナセーフティネット保証４号やコロナ借換保証は６月末の期限を以て原則終了し、同様に、日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等の金利引き下げについても終了する予定です。ただし、今なお、コロナ禍の影響に苦しむ事業者への再生支援を強化するとともに、また、円安等に伴う資材費等の価格高騰等で苦しむ事業者向けの制度は継続します。

つきましては、以下の事項を要請いたしますので、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

１．コロナ資金繰り支援策の転換

事業者への資金繰り支援について、足下の資材費等の価格上昇や人手不足の影響、日本銀行の金融政策の枠組みの見直しに伴う今後の影響等も踏まえ、引き続き事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、今後の経営改善や事業再生に繋がるよう、丁寧かつ親身に対応すること。返済期間・据置期間が到来する既往債務の条件変更や借換え等について、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。

民間金融機関においては、コロナ融資の返済が厳しい事業者については、コロナ借換保証制度は原則終了するものの、例えば、100%保証を 100%保証で借換可能とする小口零細企業保証や、認定経

営革新等支援機関（金融機関等）の支援を条件に保証料を低減する経営力強化保証（80%保証）等を活用し、コロナ融資の借換等を通じて、資金繰り支援を行うこと。

日本政策金融公庫等においては、一般的な災害貸付金利を適用のうえ、本年 12 月末まで延長する新型コロナウイルス感染症特別貸付等において、引き続き、資金繰りに課題を抱える事業者のニーズを踏まえた対応を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症特別貸付等を今後適用する際には、社会経済活動の正常化が進む中、改めて、コロナの影響や、中長期的な事業者の業況の回復や発展の見込みを確認し、適切に判断すること。なお、事業者の利用実績等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症特別貸付等について、新規の設備資金融資を今般対象外とすることから、今後、設備資金融資のニーズに対しては、引き続き措置されている他の貸付制度を活用し対応すること。また、円安等に伴う資材費等の価格高騰等の経済環境を踏まえ、金利引下げ措置が本年 12 月末まで延長されたセーフティネット貸付（原材料価格高騰対策）等の活用を促進すること。

コロナ禍で債務が積み上がり、事業再生のニーズが高まっていることを踏まえ、経営改善・再生支援に資する資金繰り支援策の活用を検討すること。具体的には、本年 12 月末まで期限を延長したコロナ経営改善サポート保証や日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンの活用を検討すること。

コロナ経営改善サポート保証の利用要件となっている、経営サポート会議や経営改善計画策定支援事業等による事業再生計画の策定に際しては、金融機関と信用保証協会、中小企業活性化協議会等の支援機関が必要に応じて緊密に連携すること。

日本政策金融公庫等においては、小規模事業者も含め、引き続きコロナ資本性劣後ローンの利用促進に取り組むこと。また、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化し経営改善を促す観点からコロナ資本性劣後ローンが重要であることに鑑み、借換え等の相談に柔軟に応じるとともに、その中で支援を必要とする先について、時機を逸することがないよう関係機関とも連携しながら経営改善支援に取り組むこと。

民間金融機関においてもコロナ資本性劣後ローンを活用した支援について前向きに検討すること。その際、民間金融機関による実質無利子・無担保融資等からの借換促進も念頭に、日本政策金融公庫等とも連携し、協調融資商品の組成拡大等に努めること。

民間金融機関においては、本年２月より時限的に対象に追加された「早期経営改善計画策定支援事業」等の各種支援施策も活用しつつ、事業者が抱える課題解決に向けたコンサルティング機能を発揮し、経営改善・再生支援に努めること。

また、官民金融機関においては、取引先の事業者が事業不振の際には、自らが経営改善・事業再生・再チャレンジ支援に努めることに加えて、M&A・事業再構築・廃業等といった取り得る選択肢の幅を広げる観点から、必要に応じて事業承継・引き継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等の中小企業支援機関に早期に相談するよう促すこと。

２．信用保証協会による支援の強化

信用保証協会においては、本年６月に改正された監督指針を踏まえ、民間金融機関をはじめとした関係機関と連携して、例えば信用保証付融資のシェアが高い事業者など、支援先のターゲティングを行い、主体的に経営支援の必要性を検討し、支援を行っていくこと。その際、効果的な経営支援を行うため、協会毎に経営支援の効果検証指標を設定し、支援の PDCA を徹底すること。また、早期の再生支援を進めていくべく、事業者情報の守秘義務が解除される対象として中小企業活性化協議会などを信用保証委託契約書等に可能な範囲で早期に明記し、再生支援・スポンサー探しなどの事前相談の円

滑化を図ること。信用保証付融資のシェアが高い事業者（求償債権事業者含む）については、民間金融機関をはじめとした関係機関と目線あわせを行うなど連携の上、信用保証協会が主体的に事業再生支援等の必要性を検討し、必要に応じて、直接又は間接的に、中小企業活性化協議会への相談持込みを実施すること。

全国信用保証協会連合会においては、例えば、一部の協会において用意されている、一定程度のプロパー融資を条件に保証を行う商品など、民間金融機関の経営支援を促進する信用保証の仕組みを中小企業庁とともに検討すること。

3．再生ファンド等の活用

信用保証協会を含む官民金融機関等は、資本性資金の供給等も活用した事業者の成長・再生を後押しする態勢を地域において構築するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業成長支援ファンド、中小企業再生ファンド等）の組成・活用について真摯に検討すること。さらに、政府系金融機関においては、資本性劣後ローン等の利用先や融資相談があった先に対し、出資等を通じて事業者の資本を強化する中小企業経営力強化支援ファンド等についても必要に応じて紹介するとともに、民間金融機関においては、資本性劣後ローンのほか、中小企業経営力強化支援ファンド等の活用についても積極的に検討すること。

4．信用保証付融資における経営者保証

信用保証協会及び民間金融機関においては、本年３月より申込受付を開始した、信用保証料上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度を含む信用保証付融資における経営者保証の提供を不要とする取組みについて事業者に周知し、積極的な活用を促すこと。その際、信用保証協会においては、経営者保証を提供する保証申込について、信用保証料上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度に関して事業者が説明を受けたことを申込金融機関を介するなどして確認すること。

5．事業再生情報ネットワークを活用した支援（公租公課の確実な納付と事業再生の両立）

官民金融機関、中小企業活性化協議会、信用保証協会等においては、外部機関や士業等の専門家と連携しつつ、事業者の経営改善・事業再生支援に積極的に取り組むこと。

その際、新規融資時は勿論のこと、条件変更や経営改善・再生支援等を検討する適切なタイミングで、事業者の公租公課（社会保険料や税金等）の納付状況を積極的に把握し、公租公課の適切な納付を含む資金繰り計画の策定支援に努めること。また、公租公課を滞納している事業者に対しては、原則、金融債権等よりも優先的に支払うべき債権であることや公租公課の分割納付計画を遵守しない場合のリスク（差押え等）を認識するよう適切な助言等をすること。必要に応じて、既往債務の条件変更等の資金繰り支援や法令に基づく分割納付計画の策定支援を行うなど、事業者の状況を踏まえた対応を徹底し、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を図ること。

経営改善・事業再生に向けた事業者の取組状況（官民金融機関・中小企業活性化協議会等による支援状況を含む）が公租公課の徴収現場等に適切に提供されていないと懸念される場合などがあることから、当該取組状況について関係省庁（金融庁・国税庁・厚生労働省・中小企業庁）を通じて、公租公課の徴収現場（年金事務所、税務署等）等に共有する仕組みとして「事業再生情報ネットワーク」が今般創設される。そのため、事業者に対し、本ネットワークでの相談先となる中小企業活性化協議

会や金融庁に新たに設置する「経営改善・事業再生支援の取組に関する金融庁相談窓口」も有効活用するよう、必要に応じて周知すること。なお、金融庁における窓口を通じて、関係省庁間で情報共有する場合は、事業者が民間金融機関等による支援を受けていることが前提であるため、民間金融機関等においては、事業者から本窓口の活用を相談された場合には、事業者の状況を踏まえた柔軟な対応に努めること[1]。

６．令和６年能登半島地震に関する事業者支援等

令和６年１月５日付で発出した要請文の内容を踏まえつつ、

① 一般保証とは別枠でのセーフティネット保証４号

② 一般保証及びセーフティネット保証とは別枠での災害関係保証

③ 令和６年能登半島地震の被災地（対象地域は今後公表）に限り延長するコロナ借換保証

④ 日本政策金融公庫等による令和６年能登半島地震特別貸付等

も活用し、引き続き、被災した事業者や、当該事業者と取引関係のある事業者など、災害の影響を受けた事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、事業者の実情を踏まえながら、きめ細かく、迅速かつ柔軟な対応に努めること。また、例えば、旅館業や飲食業における大型厨房設備のように、被災した事業者の中には、事業再開できない中でも、発生する設備のリース料金が負担となっているとの声もあり、こうした固定費の支払いも考慮した上で事業者に寄り添った対応を行うこと。

また、住宅ローンやその他の個人ローンについて、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。特に、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、震災による影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主への丁寧な相談対応などを通じ、事業や生活・暮らしの支援に努めること。

加えて、コロナ融資等の既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務問題への対応に関して、石川県の七尾市以北の３市３町（輪島市・珠洲市・七尾市・能登町・穴水町・志賀町）の事業者を対象に既往債務に係る債権買取や出資を行う能登半島地震復興支援ファンドが設立されるとともに、ファンドでの債権買取支援等につなげるための相談窓口である「能登産業復興相談センター（七尾商工会議所内）」、「サテライトオフィス（のと里山空港内）」がそれぞれ開設されたことを踏まえ、対象地域の事業者への周知を図るとともに、３市３町以外の石川県の被災事業者については既存の「いしかわ中小企業第３号再生ファンド」が債権買取等の復興支援を行うこととしていることも念頭に、事業者の実情を踏まえながらファンドの利活用を検討しつつ、復旧・復興に向けた新規融資の供給についても柔軟に対応するよう努めること。

また、日本政策金融公庫等においては、コロナ資本性劣後ローンについて、被災地の事業者の実情を踏まえた弾力的・迅速な対応として、災害救助法適用市町村に所在する事業者が、コロナ資本性劣後ローンの融資を希望する場合には、民間金融機関等とも連携しつつ、融資希望者の事業戦略や実施体制など定性的な事項や震災前の事業の状況等により事業の持続可能性の評価を行うことも可能とする等の措置を講じていることも踏まえ、震災復興や地域の再生に直接関係する事業に対し、迅速な融資実行が妨げられることがないよう留意すること。

以　上

---

[1] 徴収現場等においては、現行法令の範囲内での対応となるため、本ネットワークを通じて公租公課の徴収現場等に情報共有したとしても、必ずしも対応方針が変更となることを確約するものではないことに留意すること。